

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び有田町財務規則（平成18年規則第50号）第89条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。

令和2年9月15日

有田町長 松尾 佳昭

1. 工事名 令和2年度 有田赤坂球場改築 電気・機械設備工事
2. 工事場所 有田町 赤坂 地内
3. 工事概要 本工事は、下記建物の電気工事、給排水・衛生設備工事、空調設備工事を施工するものとする。

・球場スタンド	構造	鉄筋コンクリート造	2階建
	規模	建築面積	676.17㎡
		延べ床面積	1,163.45㎡
・グラウンド	規模	内野面積	3,786.00㎡
		外野面積	7,844.00㎡
・外構	規模	1,974.00㎡	
4. 予定工期 令和2年12月11日（予定）～令和3年10月29日  
※別途発注の「令和2年度 有田赤坂球場改築に伴う解体工事」完了後に工事開始とする。  
※別途発注の「令和2年度 有田赤坂球場改築 建築・外構工事」の進捗に合わせた施工とする。
5. 予定価格 81,040,000円（税抜）
6. 指定工種 電気工事及び管工事
7. 入札参加条件 入札に参加できるのは、入札時において次の（1）から（6）に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

- (1) 公示日までに令和元・2年度有田町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 佐賀県内に本店又は営業所を有すること。
- (3) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条により電気工事及び管工事において、最上位等級に認定されているものであること。
- (4) 元請として過去10年間（平成22年4月1日～令和2年3月31日）に次の竣工実績を有すること。
  - ① 電気工事1件当たり1千万円以上の新築工事
  - ② 管工事1件当たり1千万円以上の新築工事
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 有田町建設工事等請負契約に係る指名停止等取扱要項による指名停止措置又は建設業法に基づく営業停止措置を、本工事の資格審査申請書提出期限日から入札の日まで受けていないものであること。

なお、本工事については、特定建設工事共同企業体での入札参加も可とする。その場合、以下の(7)から(11)に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(7) 公告の応募資格要件

すべての構成員が、次の資格要件をすべて満たすものとする。

- ① 公示日までに令和元・2年度有田町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 佐賀県内に本店又は営業所を有すること。
- ③ 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条により電気工事又は管工事において、等級の決定を受けていること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者となるものは、電気工事及び管工事において、最上位等級の決定を受けていること。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑤ 有田町建設工事等請負契約に係る指名停止等取扱要項による指名停止措置又は建設業法に基づく営業停止措置を、本工事の資格審査申請書提出期限日から入札の日まで受けていないものであること。

(8) 代表者の要件

- ① 代表者は、より大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であること。
- ② 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条により電気工事及び管工事において、最上位等級の決定を受けていること。
- ③ 最上位等級の者は、元請として、過去10年間（平成22年4月1日～令和2年3月31日）に次の竣工実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有すること。
  - イ 電気工事1件当たり1千万円（出資比率を乗じて得た額）以上の新築工事
  - ロ 管工事1件当たり1千万円（出資比率を乗じて得た額）以上の新築工事

(9) 構成員の要件

- ① 構成員の数は、2社の組み合わせとする。

② 構成員の組み合わせは次のとおりとする。

工事に対応する業種に係る等級区分が、最上位等級に認定されている者の組み合わせ、あるいは最上位等級及び第2位以下等級に認定されている者の組み合わせとする。この場合、第2位以下等級に認定されている者同士の組み合わせはできないものとする。

(10) 出資比率

すべての構成員が、均等比率の10分の6以上の出資比率であること。

(11) 存続期間

① 町工事の相手方となった場合

当該工事に係る請負契約の履行後3ヶ月を経過した日まで。ただし、当該期間満了後において、当該工事につき、契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

② 町工事の相手方とならなかった場合

当該工事に係る請負契約が締結された日まで。

8. 資格審査申請及び提出資料 各2部

(1) 単独企業での申請の場合

① 条件付一般競争入札参加申請書

② 7(4)の竣工実績

(2) 特定建設工事共同企業体での申請の場合

① 資格審査申請書(共同企業体)

② 共同企業体協定書

③ 共同企業体編成書

④ 7(8)③の竣工実績

9. 申請書及び資料の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 令和2年9月15日(火)から令和2年10月7日(水)まで

受付時間 9:00~16:00

(土・日・祝日は除く。)

(2) 受付場所 有田町役場 財政課

TEL 0955-46-2003

10. 設計図書等に対する質問

(1) 質問方法

質問は、指定の様式により FAX で送信すること。

(2) 質問送付先

有田町役場（本庁舎） 財政課 FAX 0955-46-2100

(3) 質問期限

令和2年10月27日（火） 午後4時まで

(4) 質問に対する回答

質問書の回答は、後日速やかに入札参加業者（共同企業体の場合は代表者）へ FAX で回答する。

1.1. 入札参加資格の決定

町指名委員会において、書類等を審査し決定する。

1.2. 入札方法

(1) 入札方法

直接入札を予定していますが、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、入札書等の郵送・持参にて入札会を執行する可能性があります。詳細は、入札参加資格の通知の際に連絡します。

(2) 提出書類

入札書、見積内訳書、誓約書、委任状（委任される場合）

1.3. 入札日時等

(1) 入札日時 令和2年11月4日（水） 午後1時30分

(2) 入札場所 有田町役場 3階 議員控室

1.4. その他

(1) 契約が議会の議決を要するものであるときは、地方自治法第96条第1項第5号による議会の議決をもって本契約とする。

(2) 申請手続等について不明な点があれば、下記に照会すること。

有田町役場財政課（担当：廣尾・讃井） TEL 0955-46-2003